

# 狩猟鳥獣捕獲禁止計画書（案）

## 1 対象狩猟鳥獣

ニホンジカ

## 2 区域

香川県小豆郡一円

## 3 期間

平成 28 年 11 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年 4.5 月間）

## 4 捕獲禁止等の経緯（昭和 24 年 6 月 1 日から平成 28 年 11 月 14 日まで）

### (1) 捕獲禁止について

#### ①ニホンジカ（オス）

小豆島に生息するニホンジカは、終戦前後の乱獲により激減し絶滅の危機に瀕したことから、個体数の回復を図るため、県は昭和 24 年からオスジカの捕獲を禁止し、現在に至っている（資料 1 参照）。

#### ②ニホンジカ（メス）

昭和 23 年から平成 5 年まで非狩猟鳥獣であり、狩猟鳥獣に追加された平成 6 年からも環境大臣により全国で捕獲が禁止され、平成 19 年 6 月 1 日より一人 1 日 1 頭までの捕獲制限を設けた上で捕獲禁止措置が解除されたが、県はオスジカと同様に平成 19 年から捕獲を禁止してきた（資料 2 参照）。

### (2) 有害鳥獣捕獲の実施（昭和 57 年度～平成 13 年度）

昭和 41 年には県民獣に指定し、昭和 44 年からは定期的に生息頭数調査を実施するなど保護対策を推進してきた結果、数が回復する一方で農林業被害が発生したことから、昭和 57 年度以降、有害鳥獣として捕獲を実施してきた。

### (3) 特定鳥獣保護管理計画による個体数調整の実施（平成 14 年度～平成 18 年度）

周囲を海に囲まれた島しょ部における小規模個体群であることから、将来にわたり安定的に維持・存続させるとともに農林業被害の軽減を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、当面の目標として平成 12 年度時点で約 750 頭と推定されたシカの生息数を 500 頭程度にまで削減すること等を盛り込んだ「小豆島地域ニホンジカ保護管理計画」（以下「計画」という。）を平成 14 年 3 月に策定し、平成 14 年度から、人とニホンジカとの共生を目指して、計画に基づき個体数調整、モニタリング調査、被害防除施策等を総合的に実施してきた。

当該計画については平成 19 年 3 月末で計画期間が満了し、以後、農林業被害に対しては有害鳥獣捕獲により対応してきた。

### (4) 有害鳥獣捕獲の実施（平成 19 年度～平成 26 年度）

積極的な有害鳥獣捕獲を実施した結果、平成 24 年 9 月に実施した生息密度調査結果から推定した小豆島全体の生息頭数は約 2,400 頭であり、生息頭数の抑制に一定の効果が見られた。

また、現状の捕獲頭数を維持することで生息頭数を減少させることができる見込みが高との結果が得られた。

### (5) ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画による個体群管理の実施（平成 27 年度）

平成 27 年 5 月 29 日の法改正に伴い、香川県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、より積極的な捕獲を実施するとともに、モニタリング調査を実施し、今後の生息頭数を推定したところ、計画の管理目標である「平成 35 年度までに生息頭数を 1,000 頭以下に減少させる」ことが可能との結果が得られた。

## 5 捕獲禁止を継続する理由

依然として孤立した個体群であることには変わりなく、狩猟による捕獲を解禁すれば、多くの狩猟者が小豆島に集中し、乱獲や狩猟事故が懸念されるとともに、近い将来、再び絶滅の危機に瀕してしまうおそれがある。

このため、法第 12 条第 2 項の規定により、引き続きニホンジカを捕獲禁止とするものである。

## 資料 1

## ニホンジカ（オス）の捕獲制限にかかる経緯

期 間		区 域	根 拠
自 昭和24年 6月 1日 至 昭和29年 5月31日	5年	小豆郡一円	農林省告示第101号 昭和24年 5月26日
自 昭和29年11月 1日 至 昭和34年10月31日	5年	小豆郡一円	香川県告示第747号 昭和29年10月30日
自 昭和34年11月 1日 至 昭和37年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第663号 昭和34年10月31日
自 昭和37年12月 1日 至 昭和40年10月31日	2年11月	小豆郡一円 (三都半島地内での銃猟以外は可)	香川県告示第660号 昭和37年12月 1日
自 昭和40年11月 1日 至 昭和43年10月31日	3年	小豆郡一円 (三都半島地内での銃猟以外は可)	香川県告示第610号 昭和40年10月30日
自 昭和43年11月 1日 至 昭和46年10月31日	3年	小豆郡一円 (三都半島地内での銃猟以外は可)	香川県告示第820号 昭和43年10月29日
自 昭和46年11月 1日 至 昭和49年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第993号 昭和46年10月28日
自 昭和49年11月 1日 至 昭和52年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第548号 昭和49年10月19日
自 昭和52年11月 1日 至 昭和55年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第780号 昭和52年11月10日
自 昭和55年11月 1日 至 昭和58年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第957号 昭和55年10月25日
自 昭和58年11月 1日 至 昭和61年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第834号 昭和58年10月28日
自 昭和61年11月 1日 至 平成元年10月31日	3年	小豆郡一円	香川県告示第1073号 昭和61年10月31日
自 平成元年11月 1日 至 平成 4年11月14日	3年0.5月	小豆郡一円	香川県告示第922号 平成元年10月31日
自 平成 4年11月15日 至 平成 7年11月14日	3年	小豆郡一円	香川県告示第776号 平成 4年11月13日
自 平成 7年11月15日 至 平成10年11月14日	3年	小豆郡一円	香川県告示第804号 平成 7年11月10日
自 平成10年11月15日 至 平成13年11月14日	3年	小豆郡一円	香川県告示第714号 平成10年10月13日
自 平成13年11月15日 至 平成14年 3月31日	4.5月	小豆郡一円	香川県告示第686号 平成13年11月13日
自 平成14年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	5年	小豆郡一円	香川県告示第217号 平成14年 3月29日
自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	3年	小豆郡一円	18み保 第60507号 平成19年 3月29日
自 平成22年11月15日 至 平成25年11月14日	3年	小豆郡一円	22み保 第33361号 平成22年10月15日
自 平成25年11月15日 至 平成28年11月14日	3年	小豆郡一円	25み保 第34408号 平成25年 9月26日

## 資料 2

## ニホンジカ（メス）の捕獲制限にかかる経緯

期 間		区 域	根 拠
自 平成19年11月15日 至 平成22年 3月31日	2年3.5月	小豆郡一円	19み保 第29545号 平成19年 9月14日
自 平成22年11月15日 至 平成25年11月14日	3年	小豆郡一円	22み保 第33361号 平成22年10月15日
自 平成25年11月15日 至 平成28年11月14日	3年	小豆郡一円	25み保 第34408号 平成25年 9月26日